アザリー飯田ジュニア会員規約

第1章 総則

第1条(名称及び所在)

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブジュニア」(以下アザリージュニアとする)といい、アザリー飯田フットボールクラブ(以下アザリー飯田とする)の下部組織団体とし、主たる事務局を飯田市に置く。

第2条(目的)

アザリージュニアは、これからの将来を担う青少年のサッカーへの興味・関心さらに技術の向上を目指すと共に、健全な心身の育成と発達を図る。また選手相互の親睦に努めることとし、地域にサッカーの普及を通じて貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条(構成)

アザリージュニアは以下の選手で構成される。U-7(小学1年生)から U-12(小学6年生)の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。カテゴリーは U-7 (小学1年生)・U-8 (小学2年生)・U-9 (小学3年生)・U-10 (小学4年生)・U-11 (小学5年生)・U-12 (小学6年生)で構成されるものとする。

第4条(選手のモラル)

アザリージュニアに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。 なお、 守らない 場合は退会を含めた処分とする。

第5条(入会手続き)

アザリージュニアに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田 事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認 したときにアザリージュニアの会員となるものとする。

第6条(退会)

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。(退会届はクラブ所定の書式のものを使用する)また、前期または後期で途中退会する場合、クラブ会費の返却はしないものとする。

第7条(チーム編成)

会員はアザリージュニアが設定する各カテゴリーに所属するものとする。その際は選手のレベルに 応じたカテゴリーへの所属するものとする。当該年齢以下への所属は原則しないものとする。

第8条 (練習日等の変更)

天候、会場やアザリージュニアの都合等により、練習が困難になった場合、アザリージュニアは代替日を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やアザリージュニアの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。

第9条(除名等)

アザリージュニアは、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. アザリージュニアの会則やモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. アザリージュニアの運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. アザリージュニアの練習において、無断欠席が3ヶ月続いた場合

第3章 会計

第10条(クラブ会費)

アザリージュニアのクラブ会費は次に揚げるものとする。

a. 年会費

10,000円

年会費の内訳は、運営諸経費等とする。

10月以降の加入は5,000円とする。

b. 月会費

U-7, 8, 9 (小学生1, 2, 3年)

2,200円

U-10, 11, 12 (小学生4, 5, 6年生)

3,300円

月途中で入会する場合の月会費は1日から15日までの入会は申し込み月を含めて請求し、16日から末日までの入会金は翌月分からの請求とする。

第11条(会費の納入)

クラブ年会費は入会申込書提出時に納入するものとする。月会費は2回払(5月末日迄・10月末日迄)前期を4月から9月として、後期を10月から3月として納入する。納入は各学年の保護者会で集めてクラブ会計口座へ納入する。

第4章

第12条(保険)

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はアザリージュニアが支払うものとする。 加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。(HP にも掲示) 体験練習参加の場合は、個人で保険加入を義務及び責任とする。

第13条(責任)

アザリージュニア活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第14条(附則・改正)

附則 この規約は、平成28年4月1日から効力を生ずるものとする。